

## 印西都市計画道路の変更（千葉県知事決定）

1. 都市計画道路に1・3・1号北千葉道路を次のように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
自動車専用道路	1・3・1	北千葉道路	鎌ヶ谷市 大字軽井沢 字落山	白井市 大字復 字番免		約 4,620 m	嵩上式 地表式	4車線	23～49 m		出口 終点方向 入口 起点方向  3・1・1号千葉 ニュータウン中 央線1号線に接 続
	構造形式の内訳		鎌ヶ谷市 大字軽井沢 字落山	白井市 大字根 字大山		約 640 m	嵩上式 地表式	/	24～25 m		
						約 3,980 m	地表式		23～49 m	幹線街路と立体交差3箇所	
			なお、根地内に出入口を設ける。								

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

### 理由

北千葉道路の整備を促進するため、1・3・1号北千葉道路を新規決定する。

また、本都市計画による1・3・1号北千葉道路の事業が周辺環境に与える影響については、一般国道464号北千葉道路（市川市～船橋市）の環境影響評価準備書に示す通り、都市計画を定める上で支障がないと判断する（環境影響評価が作成されたものについては、環境影響評価書とする）。

## 印西都市計画道路（千葉県決定）の変更理由書

一般国道 464 号北千葉道路は、東葛地域、北総地域の東西方向の骨格となり、首都圏北部、千葉ニュータウン、成田国際空港を結ぶ全長約 43 kmの幹線道路であり、国際競争力の強化を図るとともに、地域間の交流連携、物流の効率化など、地域の活性化に寄与するものである。本路線は、鎌ヶ谷市から印西市間の約 19.7 kmが整備済みとなっており、残る区間のうち印西市から成田市間の約 13.5 kmが整備中であり、市川市から鎌ヶ谷市間の約 9 kmが未整備となっている。

市川市から鎌ヶ谷市間は、東西方向の幹線道路が脆弱なため、一般国道 464 号や並行する県道等では、慢性的に渋滞が発生しているほか、緊急輸送道路 1 次路線となっている一般国道 464 号や並行する一般国道 356 号、一般国道 296 号はいずれも 2 車線しかなく、緊急輸送道路として脆弱なため、災害時の緊急輸送ネットワークの強化が必要となっている。

これら地域の課題等を解決するとともに、首都圏（外環道）と成田国際空港を連結することから、自動車専用道路（専用部）と一般国道（一般部）の併設構造とし、東京外かく環状道路（市川市）から一般国道 16 号（船橋市）間延長約 15km の専用部と、一般国道 298 号（市川市）と県道船橋我孫子線（鎌ヶ谷市）間約 9 kmの一般部を同時期に計画、整備することを国、県、沿線市で構成する北千葉道路連絡調整会議等において関係者で確認している。

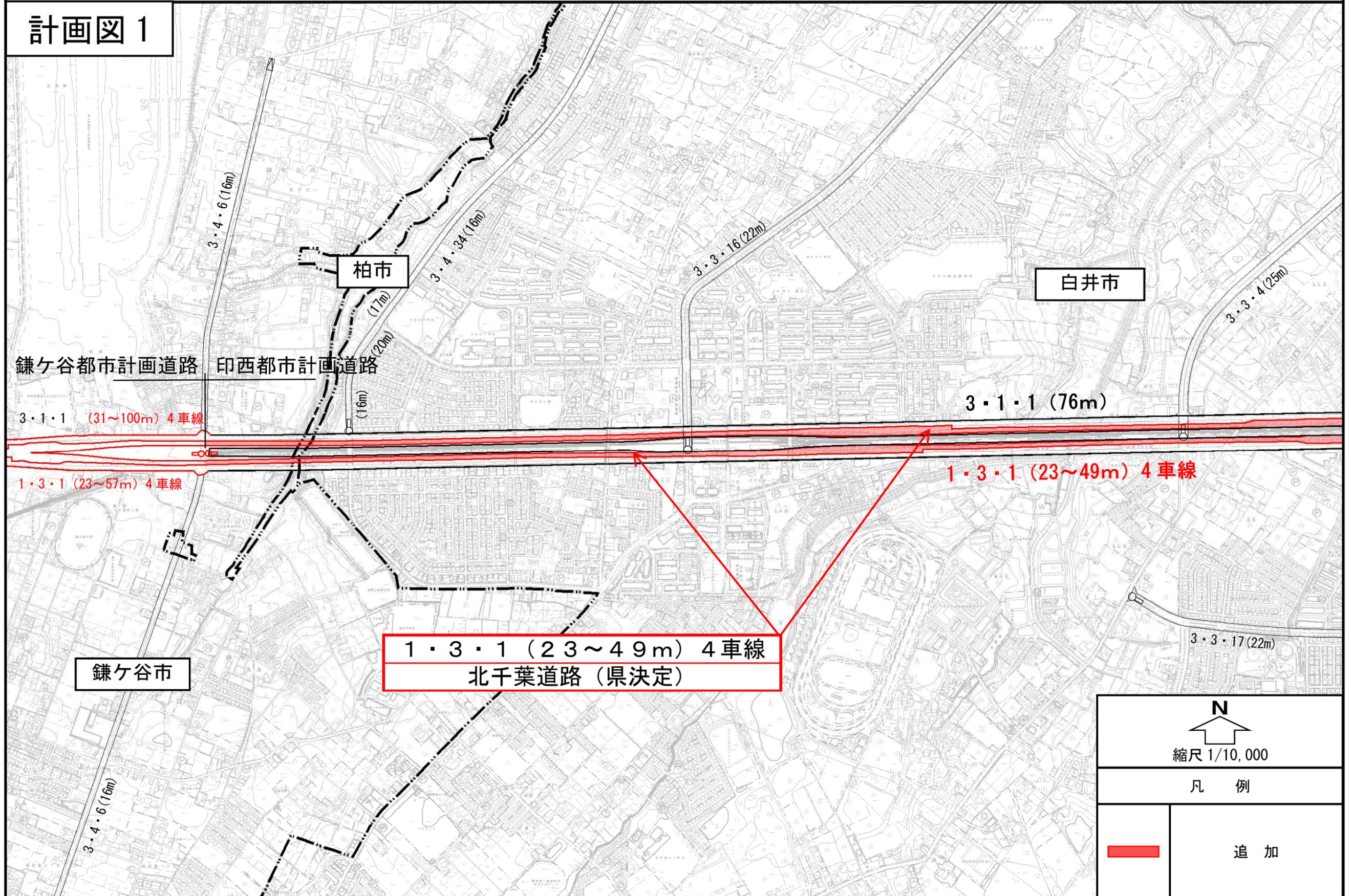
以上より、一般国道 464 号北千葉道路は、沿線地域に与える影響が大きい道路であり、市川都市計画区域から成田都市計画区域に至る広域的な範囲における根幹的な都市施設として都市計画に位置づけられているが、新たに自動車専用道路が計画されるとともに インターチェンジや副道等の整備も計画されたことから、市川都市計画区域から船橋都市計画区域までの都市計画道路について変更を行うものである。

「印西都市計画区域」については、北千葉道路の整備を促進するため、都市計画道路 1・3・1 号北千葉道路を都市計画道路に追加するものである。



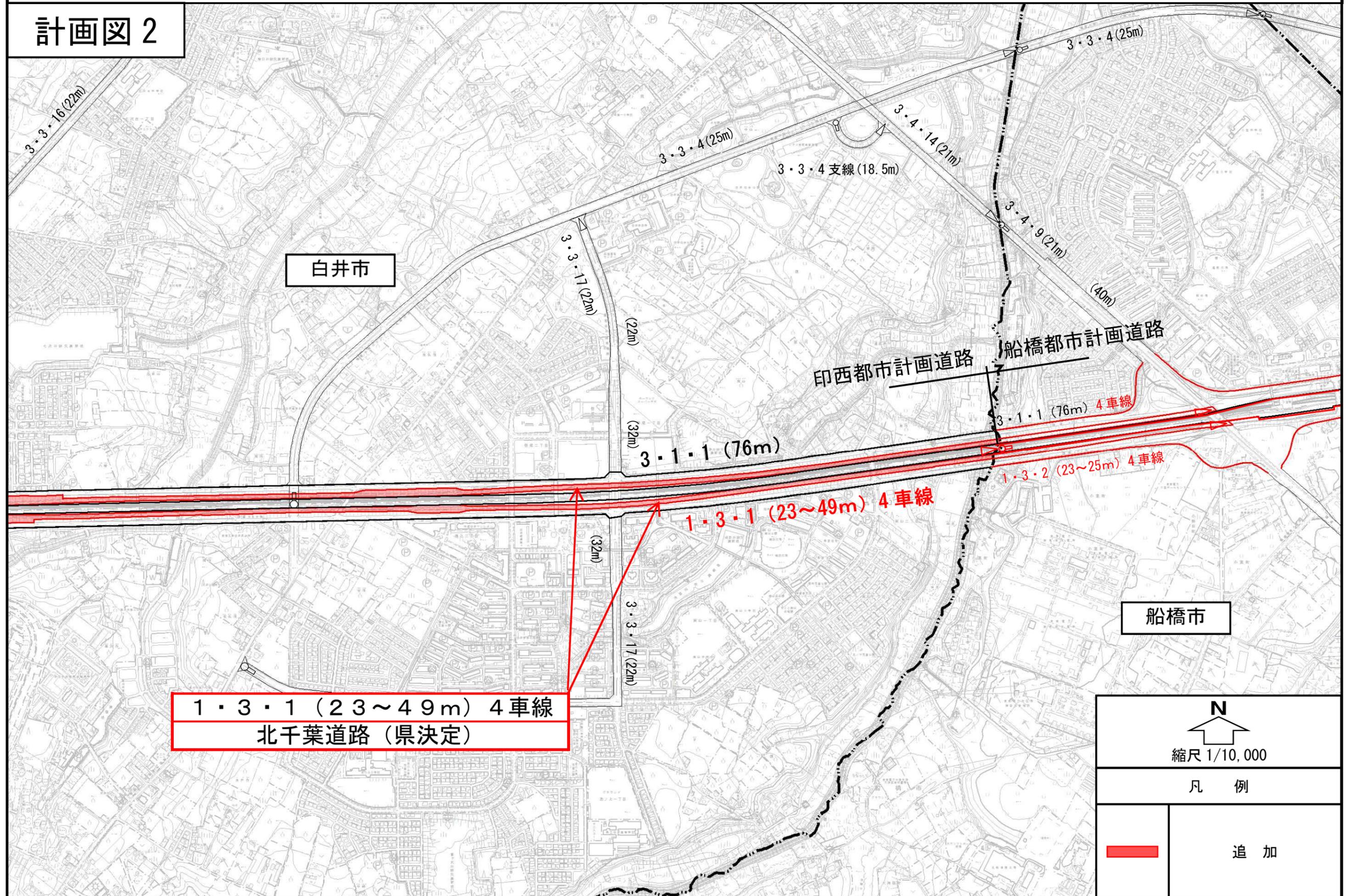
# 印西都市計画道路の変更について（千葉県決定）

計画図 1



# 印西都市計画道路の変更について（千葉県決定）

計画図 2



1・3・1 (23~49m) 4車線  
北千葉道路 (県決定)

 縮尺 1/10,000	
凡 例	
	追 加